

見守り 新鮮情報

半年前、軽自動車の
カーリースを月2万円で
4年契約した。しかし先日
入院し、寝たきりになって
しまい**車の運転も出来
なくなった**ので車を**返却**
しようと思ったら、**解約
料金**として約120万円
請求された。支払う必要
があるか知りたい。

(60歳代)



©Kurosaki Gen

カーリース選びは慎重に

ひとこと助言

仕組みを
よく理解しよう



見守るくん

- カーリースは車の購入とは異なり、リース会社が所有する車を一定期間借りて利用するサービスです。購入した場合に必要な車の代金などの初期費用のほか、維持にかかる税金や点検整備費用等が月々のリース料金に含まれ、毎月定額料金で車を利用できるという特徴があります。
- 一方で原則として中途解約できず、解約できる場合であっても解約料等が生じます。また、走行距離や改造等、多くの場合車の利用方法に制限がある等、車を購入した場合とは異なる点も多いため、まずはその仕組みを理解し、自身の車の利用方法に合っているかをよく検討しましょう。
- 契約をする場合は、契約期間、支払総額と支払時期、走行距離制限等の条件の有無、中途解約の可否と、可能な場合の解約料、契約満了時の車の返却や残価(車の価格から契約満了時に想定される車の残存価値)の精算方法等の点を中心に、事業者から説明を受け、分からないことがあったら事業者を確認しましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第544号(2026年6月25日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



お守りくん